

〔農林漁業保険審査会議事録〕

日時：平成１３年５月１７日（木）

場所：農林水産省 第二特別会議室

○佐藤保険課長 それでは定刻でございますので、ただいまから農林漁業保険審査会を開会いたします。

本日は皆様方委員に任命されまして初めての会合でございますので、会長が決まりますまでの間、しばらく私の方で進行役を務めさせていただきます。

この審査会の定数２０名でございますけれども、現在１７名の委員に御出席をいただいております。したがって農林漁業保険審査会令第３条第１項の規定により、審査会は成立しております。

それでは開会に当たりまして、農林水産大臣の御挨拶を申し上げます。

○林経営局審議官 本日は武部農林水産大臣が本審査会に直接出席し皆様に御挨拶申し上げる予定でしたが、ただいま衆議院の農林水産委員会が開かれておりまして、大臣はじめ幹部がそちらに出席をいたしております。その関係で本審査会には、やむを得ず欠席ということでございまして、皆様方に御了承いただきたいと思います。大臣からの挨拶を預かっておりますので代読させていただきます。

農林漁業保険審査会が開催されるに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、委員就任を快くお引き受けいただきますとともに、本日は御多用中のところ御参集いただき、厚く御礼申し上げます。

我が国農業・農村は、食料の安定供給はもとより、国土や自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、こうした役割を担う農業・農村について、その健全な発展を図ることは、将来にわたり国民が安心して暮らせる豊かな社会を築いていく上で不可欠であると確信しております。

しかしながら、２１世紀を迎えた現在、食料・農業・農村を取り巻く状況を見ますと、食料自給率の低下、過疎化の進行などの諸課題を抱えているところであります。こうした状況の下、農林水産省といたしましては、平成１１年７月に制定された食料・農業・農村基本法に沿って、生産者が誇りと希望を持ち、また、消費者が安心と安全を得られるよう、食料自給率の向上に向けた取組みをはじめ、各般の施策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

また、林野、水産の分野については、最近の我が国の森林・林業と水産業を取り巻く状況を踏まえ、新たに林政改革大綱、水産基本政策大綱を取りまとめ、これらの大綱に沿って、今国会に林業基本法の改正法案及び水産基本法案等を提出したところであり、国民の理解と協力を得ながら着実

に施策の具体化を図ってまいる考えであります。

農林水産業は、自然に最も密着した形で営まれる生産活動であり、気象的、地理的な影響を受けやすい産業であります。

このため、自然災害に見舞われることが多い我が国においては、災害対策が極めて重要であり、とりわけ、自然災害等による損失を保険の仕組みによって合理的に補てんする各種の災害補償制度は、被害を受けた農林漁業者の経営の維持・安定を図るために中心的な役割を果たすものであります。

皆様方におかれましては、こうした重要な役割を担う農林漁業の災害補償制度の適正かつ円滑な運営について、今後とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、我が国農林水産業の発展に向けた皆様方の日頃の御尽力に対し、心から敬意を表しますとともに、皆様方の今後ますますの御健勝、御活躍を祈念いたしまして、挨拶と致します。

平成13年5月17日、農林水産大臣武部 勤代読。よろしくお願い申し上げます。

- 佐藤保険課長 続きまして初めての会合でございますので委員の皆様方の御紹介を申し上げます。着席されている座席の順に御紹介申し上げます。畜産生物科学安全研究所理事長石井達郎委員、全国農業改良普及協会副会長西村璋三委員、慶應義塾大学名誉教授前川 寛委員、農林水産技術情報協会情報システム部長森田正孝委員、日本林業経営者協会婦人部会幹事合原眞知子委員、森林保険協会常務理事高橋成行委員、日本損害保険協会常務理事竹中賢太郎委員、農林漁業金融公庫理事水上明彦委員、全国森林組合連合会代表理事副会長山本博人委員、全国漁協婦人部連絡協議会理事中村喜代美委員、弁護士成田健治委員、元鹿児島県漁船保険組合専務理事松山賢三委員、元茨城県漁船保険組合専務理事茂手木賢夫委員、北海道大学大学院教授廣吉勝治委員、日本大学商学部教授真屋尚生委員、明海大学経済学部助教授山下東子委員、全国共済水産業協同組合連合会代表理事専務山本一郎委員でございます。

それから本日残念ながら御欠席でございますが、あとお三方が委員に任命されてございます。京都大学大学院助教授新山陽子委員、千葉経済大学経済学部教授中曾根玲子委員、内之浦町漁協婦人部部長田畑松乃委員、以上20名の委員でございます。

続きまして、念のためにお手元の資料の確認をさせていただきたく存じます。お手元の会議資料の中に配布資料一覧という紙が入っておりますが、一応資料といたしまして資料1から資料3まで3種類、それから参考資料といたしまして参考資料の1、2、3がコピーをとじたもの、参考資料4から7までは印刷物となっております。もし不足等ございましたら恐縮ですが事務局の方までおっしゃっていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。初めに会長を決めていただくわけですが、農林漁業保険審査会令の第2条第1項の規定に基づきまして、会長は委員の皆様方の互選によってお決めいただくことになっておりますので、どなたか御推薦をいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

- 委員 大変僭越ではございますけれども御提案させていただきたいと思えます。会長職、大変ご苦勞の多い役目かと存じますけれども、農林漁業に関する保険に関しまして幅広い御見識をお持ちでありまして、また、従前の農林漁業保険審査会の会長をお務めになっておりました、前川委員に引き続きまして会長をお務めいただければというふうに思いますがいかがでしょうか。

- 佐藤保険課長 ありがとうございます。ただいま「前川委員を」という御推薦でございましたがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、前川委員が会長に互選されたということで、それでは前川会長、恐縮ですが会長席の方によりしくお願いしたいと思います。

このあとの議事の進行は会長の方にお任せしたいと思います。お願いします。

- 会長 この度、農林漁業保険審査会会長に選任されました前川でございます。よろしくお願いいたします。それでは失礼ですが着席させていただきます。

農林漁業保険審査会は、これまで、農林漁業に係る災害補償等制度において、政府に対し訴えが提起された場合に、訴えに先立って審査を行うという法施行に関する機能と、農業災害補償制度に係る共済掛金率の設定などについて調査審議を行うという政策審議に関する機能の二つの機能を有しておりましたが、中央省庁等改革基本法の公布・施行に伴いまして、政策審議に関する機能については、食料・農業・農村政策審議会経営分科会へ移管し、本審査会は、法施行に関する機能のみを有することとなった次第でございます。

本日は、この度任命されました本審査会委員による最初の会議でありますので、農林漁業保険審査会運営規程の一部改正並びに部会に所属していただく委員の指名及び部会長の互選を行いたいと存じております。

最後に本審査会に与えられました任務が適切、円滑に処理されますよう委員各位の御協力をお願い申しあげまして、簡単ではございますが、私からの御挨拶と致します。

早速ですが、それでは議事の第2、農林漁業保険審査会運営規程の一部改正、これは農林漁業保険審査会令第6条に基づく農林漁業保険審査会運営規程の一部改正について御審議願いたいと思えます。事務局から改正案についての説明をお願い致します。

- 佐藤保険課長 それでは御説明申し上げます。お手元の資料3でございま

すが、この資料３がただいまから御説明申し上げます農林漁業保険審査会運営規程の一部改正、改正したいと思っております内容を現行と改正案、いわゆる新旧対照の形に整理したものでございます。この資料３の一つ一つの説明の前に、改正を必要とするに至ったバックグラウンドの御説明といたしましてもう一つ資料２がでございます。横長の一枚紙でございますが、資料２に即しましてまず全体の背景を御説明致したいと思います。

資料に右と左に分かれておりまして、左側がこれまでの農林漁業保険審査会の姿でございまして、それが、今年の１月６日以降右の姿になっております。どこが変わったかと申しますと、ただいま会長の御挨拶の中にもありましたように、これまで審査会の中に４つの部会がございましたが、このうち農業共済再保険部会につきましては、大きく２つの機能がございました。１つが法施行機能といいますか、農業災害補償法に基づきまして政府に対して裁判が起こる場合に、裁判に先立ってその内容を審査する機能というのが１つございました。そのほかに政策審議機能といたしまして幾つかの機能があったわけでございます。平成１０年に中央省庁等を改革するための基本法ができて、そこで国の行政機関全体を再編成する、それから行政組織を減量、簡素化するという方向が定められました。それで御案内のとおり政府の各省庁も今年の１月６日から、例えば従来の建設省、運輸省などが国土交通省になったり、文部科学省ができたりなど新しい体制になったわけでございます。そういう行政組織の再編成の中で国の審議会、この農林漁業保険審査会もその１つでございまして、整理合理化を図るという大きな方針が示された訳でございまして、そしてその政府全体として審議会の整理合理化を図る統一的な方針と致しまして、基本的な政策を審議するような審議会というものは必要最小限にするのだと。具体的に農業の関係で言いますと食料・農業・農村政策審議会に一本化するという方針が示されて、したがって従来、農林漁業保険審査会の農業共済再保険部会で持っておりまして、いわゆる政策審議機能をそっくりそのまま資料２の中程にございまして食料・農業・農村政策審議会に移管する形になったわけでございます。これ以外にも国全体の方針といたしましてこのような審議会の委員の総数は原則として２０名以内とするとか、会長は委員の互選とするとか、あるいはその必要に応じて下部機関を設けるということは認められているわけですが、その下部機関の結論をもって直ちにそのまま審議会の結論にしてはいけないとか、そういう色々なルールが新しく統一的横断的に定められたところでございます。そこでお手元の参考資料２というのを御参照いただきたいと思います。４枚紙のものをホチキスでとじておりますが、これは今申し上げましたような国全体の行政機関、行政組織の再編成の基本方針を受けまして、すでに法律、政令のレベルで改正が行われて、今年の１月６日からこの体制になっているわけでございますが、参考資料２の１ページには、農業災害補償法が改正されて従来は１４４条第２項で農林漁業保険審査会の業務といた

しまして傍線を引いております主務大臣の諮問に応じて前条第2項各号に掲げる事項を調査審議するという任務がございました。この前条第2項各号に掲げる事項というのが同じ紙の左の方に参考につけてありますが、いわゆるこれが先ほどの資料2でいいます政策審議機能でございます。その部分が食料・農業・農村政策審議会に移ったものですから、この部分を144条第2項からは削除するという改正が既に終わっております。同様に参考資料2の2ページ以降でございますがこれは政令でございます。この審査会の在り方を定めました農林漁業保険審査会令でございますけれども、これも既に改正が終わっておりまして順にポイントだけふれますと、例えば審査会の委員の数でございますが従来34人で組織するようになっておりましたところを20人というふうに総数が変わっております。それからその関係で幾つか整理されておりますが、会長の任命につきましても、従来は委員のうちから農林水産大臣が任命するという形をとっておりましたが、それを委員の互選により選任するというように政令上も変わったわけでございます、これを踏まえてただいま互選をお願いした次第でございます。同じようにこの審査会令の古い条文の第3条、第4条はそれぞれ臨時委員、専門調査員の規定でございますが、これはいずれも政策審議機能を果たすためのメンバーでございましたので、この第3条、第4条はすべていらないということで条文がなくなっております。それから一番最後のページになりますけれども、下の段の従来の条文の第6条第4項、従来は審査会はその定めるところにより部会の決議をもって審査会の決議とすることができるという規定が置かれてございましたが、これも横断的な方針で、端的に申し上げればより国民の権利を保障するためには一応審査会として一つの合議体の組織がある以上は、その一部の決定をそのまま審査会の決定にするのではなくて、審査会としての決定をすべきであるということに基づきまして、改正前の第6条第4項にあたる規定はなくなっております。それから従来の第7条、これは農林水産省内部の局、庁、課の組織が大きく変わりました、従来、農林漁業保険審査会の庶務は経済局保険管理課でございましたが、これが現在経営局保険課になっておりますし、林野庁の方も従来の指導部造林保全課が森林整備部森林保全課と組織が変わっております。そのあたりの整理も含めて政令のレベルでも以上のような改正が行われております。それらを踏まえまして、本日お諮りするものが資料3、農林漁業保険審査会運営規程の一部改正でございます。ただいま申し上げましたところと重複致しますが、改正点をざっと資料3に沿って御説明申し上げます。まず現行の第5条は専門調査員に係る規定でございます、先ほど申し上げましたとおりこの専門調査員は政策審議機能を果たすためのスタッフでございますので、この条文はもはやいらないという整理をしたいと思っております。それから現行の第6条の第2項でございますけれども、農林水産大臣から諮問があった場合という部分もこれも政策審議機能に係る部分でございますので、大臣の諮問という部分はない形

で整理したいと思っております。同じく第6条の表の部分でございますが、農業共済再保険部会の取扱うべき事項として農業災害補償法第143条の2第2項各号に掲げる事項、いわゆる政策審議機能にあたる部分、これも削った形で整理をいたしたいと思っております。次のページにまいりまして、条文の移動等の整理などは当然一緒にやっておりますけれども、下の段、改正前の規定の第7条第3項が先ほど政令の部分でもございましたが、従来は部会の決議であって会長の同意を得たものについては、当該部会の決議をもって審査会の決議とする。これが横断的にすべてこの取扱いが出来ないという形になっておりますので、一応その部会に最初かけて審査をいただきたいと思っておりますけれども、形の上ではその部会での審議の結果は審査会に報告し、審査会としての審査をし、審査会として決定するというふうに条文を整理いたしたいと思っております。それから下の段の第8条は小委員会に関する規定でございますが、これも政策審議機能の部分でございますのでこの条文も削る整理をしたいと思っております。次に3ページにまいりまして中程、審査決定の原本はうんぬんのくだりの改正部分でございますが、これも先ほどと同じくこれまでは部会の決定がそのまま審査会の決定ということでございましたのでそのような規定を置いておりましたが、これを審査会として決定をするための手直しをしてございます。それからその次の議事録の部分、これは小委員会はいわゆる政策審議機能の部分ですから小委員会というものは削る。それから総会なり、各部会の担当する農水省の中の担当課も今の組織の名前に改める。

以上のような改正の案でございます。この形に処理させていただきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

なお、以上の改正がなされた場合に運営規程の全体像がどうなるというのを、お手元の参考資料3のほうでお配りいたしておりますので宜しくお願いします。事務局からの御説明は以上でございます。

- 会長 ありがとうございます。それではただいま説明のありました農林漁業保険審査会運営規程改正案について、御意見、御質問をお願い致します。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ただいま異議なしの御発声ございましたが、当改正案についての審議を終了させていただきまして、このまま改正案のとおり定めることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

全員異議なしと認め、改正案のとおり定めることと致します。

それでは次に議題の第3番目と4番目にあたりますが、所属部会の指名及び部会長の互選に移りたいと思います。

農林漁業保険審査会には、農林漁業保険審査会運営規程第5条第1項の規定に基づきまして、森林保険部会、農業共済再保険部会、漁船再保険部会、漁業共済保険部会を置き、所掌事務を分掌することといたしております。

すので、農林漁業保険審査会令第4条第2項に基づき、これより私の方から各部会に所属していただく委員の御指名をさせていただきます。

各部会ごとに御名前を読み上げさせていただきます。

まずは、農業共済再保険部会ですが、石井達郎委員、新山陽子委員、西村璋三委員、森田正孝委員、それに私、前川でございます。

続いて、森林保険部会ですが、合原眞知子委員、高橋成行委員、竹中賢太郎委員、水上明彦委員、山本博人委員。

次に、漁船再保険部会ですが、中曽根玲子委員、中村喜代美委員、成田健治委員、松山賢三委員、茂手木賢夫委員。

最後に、漁業共済保険部会ですが、廣吉勝治委員、田畑松乃委員、真屋尚生委員、山下東子委員、山本一郎委員でございます。

以上のとおり部会への委員の所属について御指名を申し上げましたので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは引き続きまして農林漁業保険審査会令第4条第3項の規定に基づきまして、部会ごとに部会の議事を取りまとめていただく部会長の互選をしていただきたいと思います。

各部会ごとに御相談いただきたいと思います。決まりましたところで事務局からお聞きすることにいたしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○会長 それでは、各部会の部会長の互選が終わったと思いますので、事務局から御報告をお願いします。

○佐藤保険課長 御報告申し上げます。

農業共済再保険部会長、前川委員。森林保険部会長、山本委員。漁船再保険部会長、成田委員。漁業共済保険部会長、真屋委員。以上の方々が各部会長に互選されました。

○会長 ただいま事務局から御報告申し上げましたとおり部会長が決定されましたので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは最後に議題にその他ということでございますが、特に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではこれをもちまして初めての会合でございますが本日の審査会の議事は、すべて終了いたしましたので、閉会といたしたいと思います。どうも御協力ありがとうございました。